

○登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱

平成19年3月14日

告示第43号

改正 平成25年6月27日告示第148号

平成29年3月31日告示第155号

(目的)

第1条 この要綱は、登米市公の施設の使用料の減免適用団体の登録等について必要な事項を定めることを目的とする。

(登録基準)

第2条 登米市公の施設の使用料の減免等に関する規則(平成19年登米市規則第9号)別表に掲げる以外の団体が、減免の対象団体(以下「減免団体」という。)として登録することができるのは、団体の活動目的、活動内容等が公益性又は公共性を伴うもので、次に定める要件を備えている団体とする。

(1) 団体の組織及び運営が次のとおりであること。

ア 積極的に公益を実現することを目的とする団体であること。

イ 市民の社会生活又は市の事務事業と関係の深い事業活動を行う団体であること。

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第157条の規定に基づき、市長が市の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督できる団体であること。

エ 団体の活動場所及び活動拠点の事務所が主として市内にあること。

オ 代表者を定め、組織として活動していること。

カ 団体の活動目的等を会則等に定めていること。

キ 団体の構成員の数が5名以上で、かつ、当該構成員のうち過半数以上の者が市内に在住、在勤又は在学しているものであること。

(2) 次に掲げる事項に該当しない団体であること。

ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行うこと。

イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行うこと。

ウ 公の選挙に関して、特定の候補者又は政党を支持し、又はこれらに反対する等の政治活動を行うこと。

エ 特定の宗教活動を支持する行為又はそれに類した宗教活動を行うこと。

(登録申請)

第3条 減免団体として登録しようとする団体は、登米市公の施設使用料減免団体登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 登米市公の施設使用料減免団体会員名簿(様式第2号)又はこれに準ずる会員

名簿

- (2) 会則又はこれに準ずるもの
- (3) 団体の活動内容が分かる資料
(登録の検討)

第4条 前条の申請を受理した場合は、登米市使用料等検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、登録申請書の記載事項が第2条に定める基準に適合するか否かについて検討を行うものとする。

(結果の通知等)

第5条 市長は、検討委員会における検討の結果を受け、第2条に規定する減免団体に該当すると認めるときは、登米市公の施設使用料減免団体登録決定通知書（様式第3号）により、また第2条の規定に該当しないと認めるときは、登米市公の施設使用料減免団体非登録決定通知書（様式第4号）により当該団体あて通知するものとする。

- 2 減免団体と決定したときは、登米市公の施設使用料減免団体登録台帳（様式第5号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 登録期間は、登録日から当該登録日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(更新)

第5条の2 減免団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）は、当該登録団体として更新を希望する場合は、登米市公の施設使用料減免団体更新登録申請書（様式第6号）を登録期間の満了日の30日前までに市長に提出しなければならない。

- 2 第4条の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。
- 3 市長は、検討委員会での検討の結果を受け、当該団体が減免団体として登録を更新することが適当と認めるときは、登米市公の施設使用料減免団体更新登録決定通知書（様式第7号）により、当該団体が減免団体として登録を更新することが適当でないと認めるときは、登米市公の施設使用料減免団体更新非登録決定通知書（様式第8号）により、それぞれ当該団体に対し通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 登録団体は、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合、速やかに登米市公の施設使用料減免団体登録事項変更届（様式第9号）を市長に届出なければならない。

- (1) 団体名
- (2) 団体等の所在地、代表者及び連絡先
- (3) 会則又はこれに準ずるもの
- (4) その他特記事項
(登録の抹消等)

第7条 市長は、登録団体が登録後、要件に適合しないと認めたとき、又は登録団体としてふさわしくない行為をしたと認めたときは、登録を抹消することができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

3 登録期間中に登録団体が解散した場合は、速やかに登米市公の施設使用料減免団体解散届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成19年3月14日から施行する。

附 則（平成25年6月27日告示第148号）

（施行期日）

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に減免の対象団体として登録されている団体に係る登録期間の満了日は、改正後の登米市公の施設の使用料の減免適用団体登録要綱第5条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

（準備行為）

3 市長は、この告示の施行の日前においても、減免の対象団体として登録されている団体に係る更新に関し必要な手続その他の行為を行うことができる。

附 則（平成29年3月31日告示第155号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

登米市公の施設使用料減免団体登録申請書

年 月 日

(あて先)登米市長

団体名

代表者名

印

①団体名	フリガナ			
②団体所在地	郵便番号			
③代表者	フリガナ			
	氏名			
	郵便番号			
	住所			
	電話番号			
④連絡先	フリガナ			
	氏名			
	郵便番号			
	住所			
	電話番号			
⑤会員数	男	人	うち市内在住者	人
	女	人	うち市内在勤、在学者	人
	計	人	うち市外在住者	人
⑥会費	入会金	なし/あり		円
	会費	なし/あり	年・月	円
⑦団体の主たる目的				
⑧主たる活動内容				
⑨活動日・時間	年・月・週	回	曜日	午前・午後・夜間
⑩活動場所				
⑪設立年月日	年 月 日			
⑫添付資料	1 会員名簿(市内在住・在勤・在学状況が分かるもの) 2 会則又はこれに準ずるもの 3 団体の活動内容が分かる資料(活動計画、活動実績、イベントのチラシ等)			

様式第2号(第3条関係)

登米市公の施設使用料減免団体会員名簿

団体名 _____

NO	氏名	性別	住所 (在勤・在学者は、下段に名称を記入)	電話番号
1		男・女		
2		男・女		
3		男・女		
4		男・女		
5		男・女		
6		男・女		
7		男・女		
8		男・女		
9		男・女		
10		男・女		
11		男・女		
12		男・女		
13		男・女		
14		男・女		
15		男・女		

様式第3号(第5条関係)

登米市公の施設使用料減免団体登録決定通知書

年 月 日

団体名
代表者名 様

登米市長 印

年 月 日付で申請のあった標記の件について、次のとおり台帳に登録されましたので通知します。

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 登録台帳番号

様式第4号(第5条関係)

登米市公の施設使用料減免団体非登録決定通知書

年 月 日

団体名
代表者名

様

登米市長

年 月 日付で申請のあった標記の件について、市の検討機関で検討の結果、
下記事由により非登録となりましたので通知します。

記

1 非登録事由

様式第6号（第5条の2関係）

登米市公の施設使用料減免団体更新登録申請書

年 月 日

（あて先）登米市長

団体名

代表者名

印

登録番号	号	減免の区分	免除 ・ 5割減額
登録年月日	年 月 日		
①団体名	フリガナ		
②団体所在地	郵便番号		
③代表者	フリガナ		
	氏 名		
	郵便番号		
	住 所		
	電話番号		
④連絡先	フリガナ		
	氏 名		
	郵便番号		
	住 所		
	電話番号		
⑤会員数	男	人	うち市内在住者 人
	女	人	うち市内在勤、在学者 人
	計	人	うち市外在住者 人
⑥会費	入会金	なし／あり	円
	会 費	なし／あり	年 ・ 月 円
⑦団体の主たる目的			
⑧主たる活動内容			
⑨活動日・時間	年・月・週	回	曜日 午前・午後・夜間
⑩活動場所			
⑪設立年月日	年 月 日		
⑫添付資料	1 会員名簿(市内在住・在勤・在学状況が分かるもの) 2 会則又はこれに準ずるもの 3 団体の活動内容が分かる資料(減免団体登録してからの活動実績等)		

様式第7号（第5条の2関係）

登米市公の施設使用料減免団体更新登録決定通知書

年 月 日

団体名

代表者名

様

登米市長

印

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、次のとおり台帳に登録されましたので通知します。

- 1 団体名
- 2 代表者名
- 3 登録台帳番号

様式第8号（第5条の2関係）

登米市公の施設使用料減免団体更新非登録決定通知書

年 月 日

団体名

代表者名

様

登米市長

印

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、市の検討機関で検討の結果、下記事由により非登録となりましたので通知します。

記

非登録事由

様式第9号(第6条関係)

登米市公の施設使用料減免団体登録事項変更届

年 月 日

(あて先)登米市長

団体名
代表者名 印

次のとおり届け出します。

		変更前	変更後
フリガナ			
団体名			
団体	所在地	郵便番号	郵便番号
	電話番号		
	フリガナ		
代表者	氏名		
	電話番号		
	フリガナ		
連絡先	氏名		
	電話番号		
会則又はこれに準ずるもの(別紙)			
その他			

※変更した項目のみご記入下さい。

様式第10号(第7条関係)

登米市公の施設使用料減免団体解散届

年 月 日

(あて先)登米市長

団体名

代表者名

印

次のとおり届け出します。

フリガナ	
団体名	
フリガナ	
代表者名	
解散年月日	年 月 日
解散理由	